令和3(2021)年度諮問(一)第3号 令和3(2021)年度答申(一)第1号

「生活保護法に基づく生活保護申請却下処分に係る審査請求 に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

宇都宮市社会福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が審査請求人に対して令和〇(〇〇)年〇月〇日付けで行った生活保護法(昭和25年法律144号。以下「法」という。)第24条第3項の規定による生活保護申請却下処分(以下「本件処分」という。)についての審査請求(以下「本件審査請求」という。)は棄却されるべきであるという知事(以下「審査庁」という。)の判断は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

令和〇(〇〇)年〇月〇日、審査請求人は、生活費不足及び介護医療費不足を理由として、居住地の宇都宮市を管轄する処分庁に対して生活保護の申請を行った。処分庁は、同日審査請求人の資産等の状況を確認するため、法第29条の規定による金融機関等への調査(以下「第29条調査」という。)を実施した。

同月〇日及び〇日、処分庁は審査請求人の電話番号に架電したが、不通であった(翌〇日になり、処分庁に審査請求人の長男から伝えられていた審査請求人宅の電話番号が間違っていたことが分かった。)。

同日、処分庁は、審査請求人の生活実態を確認するため住居を訪問し、 生活保護申請の意思のほか、審査請求人の長男が提出した申請書類等の内 容が間違いないことや手持ち金が123,000円であることを確認した。また、 審査請求人の同意のもとに預金通帳を確認し、同月〇日に202,000円が引 き出されており、残高が92円であることを確認した。

令和〇(〇〇)年〇月〇日、処分庁は、審査請求人の生活状況を把握する ため改めて住居を訪問し、前月〇日に引き出した多額の金銭はり災した前 住居の修繕費等に充てた旨を審査請求人から聴取したが、「その領収書等 を紛失した。」との説明を受けたため、修繕工事を行った業者名を同月〇 日までに回答するよう伝えた。

同日、処分庁は、第29条調査に係る株式会社〇〇生命保険(以下「〇〇生命」という。)からの回答により、審査請求人は自身の名義で〇〇生命の〇〇生命保険(以下「保険」という。)の契約をしており、保険を解約することにより還付金1,479,683円を受け取ることができることを確認した。

このため、処分庁は、同日審査請求人は上記の解約還付金の活用により

生活が可能であり、生活保護の要件には該当しないとして、本件処分を行った。

令和2(2020)年1月22日、審査請求人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める本件審査請求を行った。

審査庁は、同法第43条第1項の規定により、令和3(2021)年4月26日付けで本件審査請求について栃木県行政不服審査会(以下「審査会」という。) に諮問した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

処分庁の職員が不法に審査請求人の預金通帳の過去の入出金に係る情報を取得し、生活保護申請をした日の出金に関する領収書等を添付しなければ生活保護の申請を却下するとの恫喝に近い指導が審査請求人に対してなされた。

また、処分庁の職員が事前連絡もせず、また、審査請求人の代理人として生活保護の申請を行った長男が不在の中で、審査請求人の預金通帳の過去履歴情報を盗んだ。

これらの行為は、不法行為に当たる。

2 審查庁

本件審査請求は、審理員意見書のとおり棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件処分は、法令の規定や各種通知に基づき、適法かつ適正に行われた ものであり、違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張には理由 がないことから、本件審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定に より、棄却されるべきである。

2 理由

(1) 処分庁による生活保護申請却下処分の妥当性について

法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。

また、昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」(以下「局長通知」という。)第11の1の(2)において、「要保護者が自らの資産、能力等の活用により最低生活の需要を満たすことができると認められる場合には、保護を要しないものとして申請を却下すること。」としている。

処分庁から提出されたケース記録(以下「本件ケース記録」という。) 等によると、処分庁は、令和〇(〇〇)年〇月〇日に審査請求人の資産等に係る法第29条調査に対する〇〇生命からの回答を受理し、審査請求人は〇〇生命の保険の契約をしており、保険の解約還付金1,479,683円を受給できること及び当該解約還付金を請求できるのは保険の契約者である審査請求人自身であることが判明したため、同日、所内協議を行い、生活保護受給要件に該当しないと判断した。このため、処分庁が当該解約還付金を活用資産と認定したことは、妥当である。

以上から、処分庁が行った本件処分は、妥当である。

(2) 処分庁による審査請求人の預金通帳の入出金記録取得の違法性について

本件ケース記録等によると、処分庁は、家庭訪問時に審査請求人に預 金通帳の提示を求め、当該預金通帳を撮影(以下「本件撮影」という。) したことが認められる。

法第28条第1項及び局長通知第3において、保護の実施機関は、必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するため、当該要保護者に報告を求め、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させることができる旨が規定されている。処分庁の家庭訪問やその際の挙証資料に当たる預金通帳の確認や領収書の提出の求めは、この権限に基づき、申告された預貯金や手持ち金について、その額を確認するために行われたものと考えられる。

また、預金通帳の写しを提出させること等により入出金記録を確認し、申請前に多額の預貯金の引き出しがあった場合には、その使途について確認の上、資産申告書により申告された手持ち現金が適正な額であるか調査する必要があると考えられることから、預金通帳の写し等や使途に関する領収書を保護の要否判定に必要となる資料として提出を求めることは、保護の実施機関として必要な調査の一環と考えられる。

なお、預金通帳の写しの提出も本人の同意の基になされるものであり、 本件撮影についても、本人の同意の基になされるべきものと考えられる。 この点について、処分庁は審査請求人の同意を得た上で撮影した旨を、 審査請求人は違法に撮影されたものである旨を主張し、また、領収書の 提出に関しても、恫喝に近い指導の有無で、処分庁と審査請求人の主張 は対立する。

ただし、本件処分は、法第29条調査により審査請求人は保険の解約還付金を受給できることが判明したことを処分理由とするものであり、処分庁が審査請求人の預金通帳を確認して判明した保護開始申請日と同日に出金があった202,000円を活用可能な資産として認定したこと等を処分理由とするものではないことから、審査請求人の主張の内容が本件処分の決定に影響を与えるものではないと考えられる。

(3) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

審査請求人は、その他「行政職員が事前に連絡をせず、担当ケースワーカーが同席せずに訪問することは行政職員として不適切である。」、「市議会議員に依頼すると市職員が即決してくれるが、審査請求人や審査請求人代理人は市議会議員に依頼しなかった。」等主張しているが、いずれも本件処分に係る上記の判断を左右するものではない。

(4) まとめ

以上のことから、本件処分は、法令や各種通知の規定に基づき、適法 かつ適正に行われたものであり、違法又は不当な点は認められず、本件 審査請求には理由がない。

第5 審査会の判断理由

1 本件審査請求について

本件処分は、処分庁が審査請求人は保険の解約還付金を活用することにより生活が可能であるとして、審査請求人の生活保護申請について却下処分を行ったものであるため、本件処分に違法又は不当な点があるか否かについて、以下検討する。

(1) 処分庁による生活保護申請却下処分の妥当性について

ア 第4の2(1)のとおり法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規

定しており、また、第8条は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。

イ 法第29条第1項は、「保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の 決定(中略)のために必要があると認めるときは、(中略)銀行、信 託会社、(中略)その他の関係人に、報告を求めることができる。」 と規定している。

また、局長通知第11の1の(2)において、「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。なお、要保護者が自らの資産、能力等の活用により最低生活の需要を満たすことができると認められる場合には、保護を要しないものとして申請を却下すること。」とされている。

ウ 生活保護申請者が解約返戻金のある保険に加入している場合の取扱いについて、昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(以下「課長通知」という。)第3の問11の答では、「保険の解約返戻金は、資産として活用させるのが原則である。ただし、返戻金が少額であり、かつ、保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しない場合に限り、保護適用後(中略)解約返戻金を受領した時点で法第63条を適用することを条件に解約させないで保護を適用して差しつかえない。」としている。

この「返戻金が少額であり、かつ、保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しない場合」の具体的な取扱いについて、平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」(以下「保護課長事務連絡」という。)第1編保護の実施要領関係問3-24の問(2)の答では、「解約返戻金が少額であるかの判断については、医療扶助を除く最低生活費の概ね3か月程度以下を目安とされたい。」とされている。

エ これを本件処分に係る審査請求人の資産認定について当てはめてみると、処分庁の弁明書及び本件ケース記録によれば、処分庁は令和○

(○○)年○月○日に法第29条調査を行って、令和○(○○)年○月○日に○○生命からの回答を受理し、審査請求人は○○生命の保険を契約しており、解約還付金1,479,683円を受給できることを確認し、当該解約還付金を活用することにより生活が可能であるとして、本件処分を行った。

オ 審査請求人は生活保護の申請日時点で〇〇歳の高齢単身世帯であったが、本件処分が行われた令和〇年度の宇都宮市における高齢者単身世帯の最低生活費の基準額は、月額109,129円(生活扶助71,029円、住宅扶助38,100円)とのことである。

したがって、課長通知第3の問11の答及び保護課長事務連絡第1編保護の実施要領関係問3-24の問(2)の答を踏まえると、審査請求人が受給することができる解約還付金の額は少額であるとは言えず、処分庁が当該解約還付金を審査請求人の利用しうる資産と認定し、当該資産の活用により生活が可能であるとして本件処分を行ったことについて、違法又は不当な点があったとは認められない。

- (2) 処分庁による審査請求人の預金通帳の入出金記録取得等の違法性について
 - ア 本件ケース記録によると、第2のとおり、処分庁は令和○(○○)年 ○月○日に審査請求人宅を訪問(以下「○月○日調査」という。)し、 審査請求人の預金通帳について本件撮影を行い、また、令和○(○○) 年○月○日に改めて審査請求人宅を訪問(以下「○月○日調査」とい う。)し、○月○日調査の際に確認した同月○日に引き出された現金 202,000円の使途を聴取し、支払相手方等を令和○(○○)年○月○日ま でに報告するよう求めたことが認められる。
 - イ アについて、審査請求人は、第3の1のとおり、処分庁職員は不法 に審査請求人の預金通帳の過去の入出金に係る情報を取得し、また、 生活保護申請日同日の出金に関する領収書等を添付しなければ生活保 護の申請を却下するとの恫喝に近い指導がなされたと主張する。

これに対し、処分庁は、弁明書及び再弁明書において、〇月〇日調査は法第28条の規定により生活保護の要否の決定のために必要な調査を行ったものであり、本件撮影は審査請求人の同意を得て行ったものであること、また、〇月〇日調査での金銭の使途に係る報告を求めたことは、審査請求人の資産状況を確認し、速やかかつ正確に保護の要否の決定を

行うために金銭の使い道の分かる領収書類の提出を求めたに過ぎず、恫喝に近い指導は行っていないことを主張する。

- ウ イの処分庁と審査請求人の主張の相違について、審理員は第4の2 (2)のただし書きのとおり、本件処分は審査請求人が保険の解約還付金 を受給できることが判明したことを処分理由とするものであるため、 処分庁と審査請求人の主張に対立はあるが、この対立が本件処分に影 響を与えるものではないとしている。
- エ (1) エのとおり、処分庁は、法第29条調査により審査請求人は保険の解約還付金を受給できることを確認し、当該解約還付金を活用することにより生活が可能であるとして、本件処分を行ったことが認められる。

したがって、〇月〇日調査及び〇月〇日調査に関して処分庁と審査請求 人とに主張の対立はあるが、これら主張の対立は本件処分に影響を与える ものではない、とする審理員の判断が不合理なものであるとは言えない。

(3) その他の主張について

審査請求人はその他「処分庁の担当ケースワーカーが同席せずに訪問することは行政職員として不適切である。」、「過去には、郵便局の保険商品について未確認での保護費の受給もあった。」等、種々主張しているが、それらの主張は、いずれも本件処分に直接関係のある事項ではなく、上記判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上のことから、本件処分は、審理員意見書のとおり、法令の規定や 各種通知に基づき、適法かつ適正に行われたものであり、違法又は不当 な点は認められず、本件審査請求には理由がない。

2 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

3 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容			
令和3(2021)年4月26日	・諮問庁から諮問書を受理			
令和3 (2021)年6月25日	・事務局から経過概要の説明			
(第43回審査会第1部会)・第1回審議				
令和3(2021)年7月19日	921)年7月19日 ・第2回審議			
(第44回審査会第1部会)				
令和3(2021)年8月27日	・第3回審議			
(第45回審査会第1部会)				

栃木県行政不服審査会第1部会委員名簿

	氏	名	I	職業等	備 考
江	田	和	宏	下野新聞社取締役主筆	
黒	田	葉	子	元栃木県労働委員会事務局長	部会長職務代理者
小	坂		誉	弁護士	
塚	本		純	宇都宮大学地域デザイン科学部 教授	部会長

(五十音順)